



平成18年5月12日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ア ル ファ シ ス テ ム ズ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 矢 島 日 佐 志
(コード番号 4719 東証第一部)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役
経営企画本部本部長 高 田 諭 志
(TEL 03-3486-5111)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月12日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成18年6月29日開催予定の第34期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1)「会社法」(平成17年法律第86号)及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(同第87号)等が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり変更するものであります。

当社の機関として取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く旨、当社株式に係る株券を発行する旨及び株主名簿管理人を置く旨を定め、併せて会計監査人に関する章を新設するものであります。(変更案第8条、第11条、第20条、第32条、第6章第42条から第45条)

当社の公告方法をインターネットのホームページ上に掲載する電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由によって電子公告によることができない場合の措置を定めるものであります。(変更案第4条)

単元未満株式に係る株券の取扱い並びに単元未満株主の管理の合理化を図るため、単元未満株主の権利を合理的な範囲内に制限する規定を新設するものであります。(変更案第8条第2項、第10条)株主総会参考書類その他株主総会招集通知に添付すべき書類に記載又は表示すべき事項の一部についてインターネットで開示することにより株主に提供したものとみなす対応ができるよう規定を新設するものであります。(変更案第16条)

取締役会について書面又は電磁的方法による決議が可能になったことに伴い、必要が生じた場合に機動的な取締役会決議が行えるよう規定を新設するものであります。(変更案第28条)

その他、会社法の条文に合わせた用語の変更等、規定の整理を行うものであります。

(2)上記の変更に伴い、条数の変更等条文の整備及びその他一部字句の整備等、所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成18年6月29日

定款変更の効力発生日 平成18年6月29日

以 上

(別紙) 定款変更の内容

現 行 定 款	変 更 案
<p>(公告の方法) 第4条 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載する。</u></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数) 第5条 当社の発行する株式の総数は、30,000,000株とする。</p> <p>(自己株式の取得) 第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</u></p> <p>(1単元の株式の数) 第7条 当社の1単元の株式の数は、100株とする。</p> <p><u>(1単元の株式の数未満の株券)</u> 第8条 <u>当社は1単元の株式の数に満たない株式に係る株券を発行しない。</u></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p>(単元未満株式の買増し) 第9条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、<u>株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p>(名義書換代理人) 第10条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p>2 <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。</u></p> <p>3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)及び株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券の交付、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理、株券喪失登録及び単元未満株式の買取り及び買増し、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則) 第11条 当社の株券の種類、<u>株式の名義書換、株券の交付、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理、株券喪失登録及び単元未満株式の買取り及び買増し、その他株式に関する取扱い及び手数料については、取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p>	<p>(公告方法) 第4条 当社の公告は、<u>電子公告により行う。</u></p> <p>2 <u>やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、30,000,000株とする。</p> <p>(自己株式の取得) 第6条 当社は、<u>取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数) 第7条 当社の1単元の株式数は、100株とする。</p> <p style="text-align: center;"><削 除></p> <p><u>(株券の発行)</u> 第8条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、当社は、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p>(単元未満株主の売渡請求) 第9条 単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと(以下「買増し」という。)を<u>当社に請求することができる。</u></p> <p><u>(単元未満株主の権利制限)</u> 第10条 <u>当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> <u>取得請求権付株式の取得を請求する権利</u> <u>募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> <u>前条に規定する単元未満株式の買増しを請求することができる権利</u></p> <p>(株主名簿管理人) 第11条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>2 <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。</u></p> <p>3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、<u>株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則) 第12条 当社が発行する株券の種類、<u>株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基準日)</p> <p>第12条 当社は、毎年3月31日最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2 前項又は本定款に定めがある場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者をもって、その権利を行使できる株主又は登録質権者とする。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会は、毎決算期から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要のつど招集する。</p> <p>2 株主総会は、本店所在地又はこれに隣接する地のほか、神奈川県川崎市においても招集することができる。</p> <p>(招集者及び議長)</p> <p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により代表取締役社長が招集し、その議長となる。</p> <p>2 代表取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p>(決 議)</p> <p>第15条 株主総会の決議は法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>2 商法第343条に定める決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>2 前項の代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議 事 録)</p> <p>第17条 株主総会の議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役が記名押印又は電子署名を行い、これを10年間本店に、その謄本を5年間支店に備え置く。</p>	<p>(基準日)</p> <p>第13条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p>第14条 定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。</p> <p style="text-align: center;">< 削 除 ></p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、代表取締役社長が招集する。代表取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>2 株主総会においては、代表取締役社長が議長となる。代表取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>2 前項の場合には、株主又は代理人は、代理権を証明する書面を、株主総会毎に当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議 事 録)</p> <p>第19条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、これを10年間本店に、その謄本を5年間支店に備え置く。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会 <新 設></p> <p>(取締役の員数) 第18条 当会社に<u>取締役は、20名以内を置く。</u></p> <p>(取締役の選任) 第19条 当社は、株主総会の決議により、<u>取締役を選任する。</u></p> <p>2 取締役の選任決議については、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって<u>これを行う。</u></p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期) 第20条 取締役の任期は、<u>就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第21条 当社は、取締役会の決議により、<u>取締役社長1名を選任し、これを代表取締役とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p>2 前項のほか、<u>取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を取締役会の決議により選任することができる。</u></p> <p>3 <u>取締役社長のほか、取締役会の決議により、代表取締役を定めることができる。</u></p> <p>(取締役会の権限) 第22条 <u>取締役会は、取締役をもって構成し、法令又は本定款に定める事項のほか、当社の重要な業務執行に関する事項を決議し、取締役の職務の執行を監督する。</u></p> <p>(招集者及び議長) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役社長が招集し、その議長となる。</u></p> <p>2 代表取締役会長を置いた場合には、前項の規定にかかわらず、<u>取締役会は、代表取締役会長が招集し、その議長となる。ただし、代表取締役会長に事故があるときは、この限りではない。</u></p> <p>3 代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ<u>取締役会で定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p>(招集手続) 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、<u>会日より3日前までに発するものとする。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>取締役会は、取締役及び監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議) 第25条 取締役会の決議は、<u>取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。</u></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会 (取締役会の設置)</p> <p>第20条 当社は、<u>取締役会を置く。</u></p> <p>(取締役の員数) 第21条 当社の<u>取締役は、20名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任) 第22条 <u>取締役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期) 第23条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第24条 当社は、<u>取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</u></p> <p>2 <u>代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。</u></p> <p>3 <u>取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、又必要に応じ、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><削 除></p> <p style="text-align: center;"><削 除></p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役社長が招集し、その議長となる。</u></p> <p>2 代表取締役会長を置いた場合には、前項の規定にかかわらず、<u>取締役会は、代表取締役会長が招集し、その議長となる。ただし、代表取締役会長に事故があるときは、この限りではない。</u></p> <p>3 代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ<u>取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知) 第26条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、<u>会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><削 除></p> <p>(取締役会の決議の方法) 第27条 取締役会の決議は、<u>取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略) 第28条 当社は、<u>取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りでない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議事録) 第26条 取締役会の議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行い、これを10年間本店に備え置く。</p> <p>(取締役会規程) 第27条 取締役会に関する事項については、法令又は本定款のほか、取締役会<u>の</u>定める取締役会規程による。</p> <p>(取締役の報酬) 第28条 取締役の報酬は、株主総会の決議<u>をもってこれを定める。</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会 ＜新 設＞</p> <p>(監査役の数) 第29条 当会社に監査役は、5名以内<u>を置く。</u></p> <p>(監査役の選任) 第30条 当社は、株主総会の決議により、監査役を選任する。 2 監査役の選任決議については、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって<u>これを行う。</u></p> <p>(監査役の任期) 第31条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会<u>の</u>終結の時までとする。 2 補欠により選任された監査役の任期は、<u>前任者の任期が満了すべき時までとする。</u></p> <p>(常勤監査役) 第32条 監査役は、<u>互選により常勤監査役を若干名定める。</u></p> <p>(招集手続) 第33条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日より3日前までに発する<u>ものとする。</u> ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。 2 監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、<u>招集の手続きを経ないで開催することができる。</u></p> <p>(監査役会の決議) 第34条 監査役会の決議は、法令で別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって<u>これを行う。</u></p> <p>(議事録) 第35条 監査役会の議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行い、これを10年間本店に備え置く。</p> <p>(監査役会規程) 第36条 監査役会に関する事項については、法令又は本定款のほか、監査役会<u>の</u>定める監査役会規程による。</p> <p>(監査役の報酬) 第37条 監査役の報酬は、株主総会の決議<u>をもってこれを定める。</u></p>	<p>(取締役会の議事録) 第29条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びに<u>その他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行い、これを10年間本店に備え置く。</u></p> <p>(取締役会規程) 第30条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款に<u>定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p> <p>(取締役の報酬等) 第31条 取締役の報酬等<u>は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会 <u>(監査役及び監査役会の設置)</u></p> <p>第32条 当社は、<u>監査役及び監査役会を置く。</u></p> <p>(監査役の数) 第33条 当社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>(監査役の選任) 第34条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期) 第35条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。 2 補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤監査役) 第36条 監査役会は、<u>監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知) 第37条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p style="text-align: center;">＜削 除＞</p> <p>(監査役会の決議の方法) 第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役会の議事録) 第39条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びに<u>その他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行い、これを10年間本店に備え置く。</u></p> <p>(監査役会規程) 第40条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に<u>定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>(監査役の報酬等) 第41条 監査役の報酬等<u>は、株主総会の決議によって定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><新 設> <新 設> <新 設> <新 設> <新 設> <新 設></p>	<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p><u>(会計監査人の設置)</u> 第42条 当社は、<u>会計監査人を置く。</u></p> <p><u>(会計監査人の選任)</u> 第43条 <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p><u>(会計監査人の任期)</u> 第44条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 2 <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p><u>(会計監査人の報酬等)</u> 第45条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>
<p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p><u>(営業年度及び決算期)</u> 第38条 当社の<u>営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、営業年度の末日を決算期とする。</u></p> <p><u>(利益の配当)</u> 第39条 <u>利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、株主総会の決議によりこれを支払うものとする。</u></p> <p><u>(中間配当)</u> 第40条 当社は、<u>取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対して、商法第293条ノ5の規定による金銭の分配(中間配当という)をすることができる。</u></p> <p><u>(配当金等の除斥期間)</u> 第41条 <u>利益配当金、中間配当金及びその他の諸交付金が、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</u> 2 <u>前項に関する未払金については利息を付さない。</u></p>	<p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p><u>(事業年度)</u> 第46条 当社の<u>事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u></p> <p><u>(期末配当金)</u> 第47条 当社は、<u>株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。</u></p> <p><u>(中間配当金)</u> 第48条 当社は、<u>取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。</u></p> <p><u>(期末配当金等の除斥期間)</u> 第49条 <u>期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</u> 2 <u>未払の期末配当金及び中間配当金には利息を付けない。</u></p>

以 上